豊臣秀頼発給文書の研究(2)

田 千 鶴

福

識の有り方などについての史料学的分析を加え、 文書学的な分析を基本としつつ、秀頼発給文書の保管や文書認 る豊臣秀頼の政治的立場についての見直しを図っていく。 二〇一三年九月)に引き続き、豊臣秀頼発給文書について、 本稿では前号(『九州産業大学国際文化学部紀要』55 慶長期におけ 号、 古

3 公益財団法人防府毛利報公会·毛利博物館所蔵毛利家

いては、 史料釈文と解説を付すことにする。 た文書四通の計九通が伝来している。 毛利博物館所蔵毛利家文書に伝来する豊臣秀頼発給文書につ 『毛利家文書』三に所収された文書五通とこれに漏れ 以下、それぞれに分けて

> 3 | 1 正月七日付豊臣秀頼黒印内書 (史料釈文)(各番号は『毛利家文書』三による)

〇 〇 九

為改年之祝儀

太刀一腰馬代

鳥目千疋送給

欣悦之至候猶

片桐市正可申候

恐々謹言

正月七日 (黒印)

毛利宗瑞老

0 五月一日付豊臣秀頼黒印

為端午祝詞

帷子二内単物

御懇情之至令 到来遠境別而

欣悦候猶片桐市正

可申候謹言

五.

月朔日

(黒印)

宗瑞老

九月五日付豊臣秀頼黒印内書

為重陽之祝

儀呉服壱重

送給懇志之段

令祝着候猶

申候恐々謹言

片桐主膳正可

九月五日(黒印)

毛利宗瑞老

一〇一二 十二月二十七日付豊臣秀頼黒印内書

儀呉服二到来為歳暮之祝

市正可申候恐々謹言

十二月廿七日(黒印

毛利宗瑞老

一〇一三 八月八日付豊臣秀頼黒印内書

為音信両種樽

拾到来遠境懇

情之段別而欣

悦候猶片桐主膳正

可申候謹言

八月八日(黒印)

毛利宗瑞老

(解説)

ていたと考えられる。

巻子外題は、「秀次公御朱印御内書秀頼公御状」と題箋に 巻子外題は、「秀次公御朱印御内書秀頼公御状」と題箋に を報が発給した文書は書状(「御状」)とする文書認識のもと に管理しており、両者の格付けには明らかな差異がみられる。 に管理しており、両者の格付けには明らかな差異がみられる。 なお、こうした毛利家の文書認識があることを認めたうえで、 なお、こうした毛利家の文書と表は、 であるため、以下でも書状ではなく内書を用いる。

61 下知状の類なので、 書き始めの高さgとなっているが、これは名護屋参陣を命じる ら日付の書き始めの高さeまでである。 也 羽柴安芸宰相」 そのため、 一臣秀次発給朱印内書は、 め 殿 I、 これを除外して考察する。 宛の竪紙文書があり、 宛所の高さは月の字の書き始めの高さcか その他の朱印状と同類とには論じられ 折紙形式、 宛所の高さが日の字の 羽柴安芸宰相 通 のみ、 「長門国 宛 な 中

任官し、 41 礼を受け継いだためで、 用いていたが、 ħ 印を用いた。ただし、秀次は関白に就任する直前から朱印を使 黒印状は一切発給しなくなった。これは天下人豊臣秀吉の書札 任前の秀次は通常は書判状を用い、 始めた点には注意が必要である。 豊臣秀次は天正十九年(一五九一)十二月二十八日に関白に 自害するので、 文禄四年 関白就任後はごく一部に書判状がみられるが、 (一五九五) 朱印状はほぼその間の発給となる。 いずれも 七月に秀吉から高野山 豊臣秀次」 知行宛行状の一 の印文をもつ朱 部に に追放さ 関白就 に黒印

年

納

関白や将軍の役職に由来するものではなかった。 期 は 状とかの意。 のことだが、 の ならない。 『日葡辞書』によれば、「シュイン 朱印状は天下人の書札礼として認知されていたのであり、 「現今では、天下(Tenca) ただし、Go Goxuin. (御)を付けなければ、 (御朱印)」とある。 (朱印)」 の 君の令書とか允許 は、 つまり、 秀次が関白就 「朱で押す判 その意味に 豊臣

> から天下人の権限を分譲されたことにちなむものと考えられ 前から朱印を使用し始めたのはその証左であり、 これ は秀吉

う

任

豊臣姓羽柴名字を与えられ、 芸を含む八か国余の領有を認められた。 がって、 て参議に任じられた。文禄四年 を称した。天正十二年に羽柴秀吉の中国攻めで降り、 領を継ぎ、 (一五五三) に生まれ、 宛所の ・正月までの発給とさらに限定される。 言に昇進し、 羽柴安芸宰相」 同三年右衛門督、 羽柴安芸宰相」 清華家に位置づけられ、 元亀二年 を宛所とする秀次朱印状は、 は毛利輝元のことで、 天正二年 従四位下・ (一五九五) 正月に従三位・中 (一五七一) に祖父元就の (一五七四) より右馬 侍従に叙任され、 天正十六年に上洛し、 大老に列した。 天文二十二 本拠地 文禄 続

文言は書状形式の 期に徳川家康や徳川秀忠が、 ようにみえるが、 の差異は、 発給文書と比較すると、 き始めの高さcから日付の書き始めの高さgまでである。 瑞老」と 恐々謹言」 方、 豊臣秀頼発給の黒印内書は、 「老」 朱印・黒印の違い、もしくは書止文言の違いにある が三通、 の敬称を用いており、 いずれとも判定しがたい。 「恐々謹言」 謹言」 毛利家の文書認識にみえる内書と書状 が二通、 差出は黒印 B 「謹言」 宛所は 宛所の高さは月の字の 折紙形式、 を用いているにも 書判 「毛利宗瑞老」 その理由は (花押)、 書 止文言 秀次 は

的特徴をみることにしたい。なる。そこで以下では、家康・秀忠が発給した文書の古文書学文言の有無によって、内書と書状と区別していなかったことに言えば、毛利家では、黒印や「恐々謹言」「謹言」などの書止かわらず、毛利家では内書として扱っているからである。逆に

書」に相当するのは次の文書一通と考えられる。同じ)の外題をもつ巻子に所収された文書のうち、家康の「御持五二〜五九号、番号は『毛利家歴史資料目録』による。以下、初めに、「壱 家康公ヨリ輝元江御書御内書等八通」(第一長

五二 三月二十二日付徳川家康書判書状

昨日者以使者

申入候処為御

之至候猶期後音之礼御使札御隔心

時候条令省略候

恐々謹言

三月廿二日家康(書判

安芸中納言殿

正月以降、関ヶ原合戦で敗北した輝元が宗瑞幻庵を名乗り始め年次は不詳だが、輝元が中納言となる文禄四年(一五九五)

て厚礼の書判状を用いていた点が確認できる。 関ヶ原合戦で勝利して天下人となる以前の家康が、輝元に対しの殿(図3)、宛所の高さは月の字の書き始めの高さcである。 る慶長五年 (一六〇〇) 十月までの間の発給としてよいだろう。

例として、五三号文書を示しておく。内書であり、端午三通、重陽一通、歳暮三通となっている。

続いて、

内書に相当する文書七通は三季

(端午・重陽・歳暮)

五三 五月五日付徳川家康黒印内書

為端午之

祝義帷子五

之内単物三到

来喜悦候也

五月五日 (黒印)

宛所の高さは月の字の書き始めの高さcが一通、月の字の中間点が注目される。また、書止文言は「也」止め、敬称はなし、が、関白の豊臣秀吉・秀次の用いた朱印ではなく黒印を用いたである。それまでの書判状から印判状へと変化した点が大きいいずれも宛所は宗瑞なので、関ヶ原合戦後に発給された文書

なり薄礼の書札礼を用いていたといえよう。に対して、添状を伴わない内書を発給していたことになり、かに、いずれの内書にも奉者の名が書かれていない。家康は輝元の高さdが一通、日付の書き始めの高さeが五通である。とく

状で発給されたことは、 は 印 印を用いず、 たといえないだろうか 発給できなかったのではなく、 礼が用いられたということになる。 れたことになる。 ては基本的に、 することはなかった。 以下には黒印で発給されており、 綱以降に将軍が発給した内書は、 さて、ここで問題となるのは、 新たな天下人となった自己の地位を引き上げる意図があっ 書判→朱印→黒印の順で厚礼から薄礼へと書札礼が整えら 一万石未満は黒印で発給された。 黒印を用いたのか、 十万石以上は書判、十万石未満一万石以上は朱 この書札礼を踏まえれば、 しかし、 右の三段階のうちもっとも薄礼の その一方で、 黒印状をあえて発給すること 内書系列の文書を朱印で発給 三位以上には書判、 という点である。 なぜ天下人となった家康が朱 つまり、 したがって、 家康は黒印状しか 家康の内書が黒印 領知宛行状におい 判の区 四代将軍家 国持大名 書札 別で

ため森田恭二氏は、「秀頼もまた、関白となった暁には、朱印判状から朱印状へと書札礼を改めたと考えられてきた。その朱印状へと書札礼を変え、関白職を秀吉から譲られた秀次も書これまでの通説では、豊臣秀吉は関白就任を機に書判状から

印状しか発給できなかった」という明快な構図がある。れた。この考えの根底には、秀頼は「朱印状を発給できず、黒に野状は基本的には、私的書状であった」という見解を示さあくまでも秀吉の後継候補として黒印状を出し」たのであり、状を発給したであろう」が、「関白に未だなれなかった秀頼は、

ただし、それでは、天下人となった家康ですら「朱印状を発給できず、黒印状しか発給できなかった」ということになるが、のだろうか。関白に就任していない織田信長が朱印状を用いたことは周知のことがらであるから、朱印状の発給権は関白の権に基づくのではなく、天下人の権限に求めるべきであろう。限に基づくのではなく、天下人の権限に求めるべきであろう。た意義を森田氏が示されたような構図に押し込めてよいのか、たがし、それでは、天下人となった家康ですら「朱印状を発という疑問が生じてくる。

題 超えたわけだが、 められた文書は、 内書+七通」(第一長持七八号~九四号)の外題をもつ巻子に収 0)書札礼を用いているからである。 言に任じられた。 月以降の発給文書となる。 は複雑化する。 かも、 徳川秀忠が発給した内書を位置づけると、 宛所は「幻庵」宛なので、慶長五年 (一六〇〇) 秀忠が輝元に発給した内書は、 その後も秀忠は輝元に対して厚礼の書札 この時点で官位につい 秀忠は慶長六年三月二十七日に大 尹 秀忠公ヨリ宗瑞江 ては中納 秀頼より厚 言の輝元 さらに間

が、書止文言はいずれも「謹言」となっている。高さeなので、宛所の高さに関しては若干薄礼化が進んでいるはなく、宛所の高さは月の中間の高さdから日付の書き始めので内書を発給し続けていた。宛所は「幻庵」とのみあり、敬称

りも厚礼の書札礼を用いて輝元に接していたことになる。 ている点からすれば、秀頼は黒印状しか発給しなかった可能性 的な通説からいえば、黒印状より書判状の方が受給者に対する 状は八通 が高い。この前提に立てば、 たと断定する十分な証拠を提示しえないが、 存率が少ないため、 厚礼の書札礼を用いていたことを意味する。 で発給された文書が多いという点である。 恐々謹言」 このような特徴に加え、 書判状は九通であり、 の書止文言を用いた秀頼内書が黒印状で発給され 秀頼が輝元に対して書判状を発給しなかっ 秀忠発給文書の最大の特徴は、 判に関しては、 書判状の方が多い。 十七通のうち、 秀忠の方が秀頼よ 秀頼発給文書の残 後述するように 古文書学 黒印 書判

てい 0 が十七通である。 月以降の発給となるが、書止文言は「恐々謹言」が一通、 宗瑞幻庵に宛てたものなので、 号〜七七号)の外題をもつ巻子に収められた文書は、 続いて「三 秀忠公ヨリ宗瑞江御内書+八通」(第一長持六〇 「恐々謹言」を用いた六七号文書を次に示しておく。 ない が、 十七通が書判状である。 宛所は 「幻庵」 やはり慶長五年(一六〇〇)十 「宗瑞」 そのうち、 のみで、 もっとも厚礼 敬称は用い いずれも 「謹言」

六七 九月六日付徳川秀忠書判内書

為重陽佳義

小袖二被相贈之

歓悦此事候

可述候恐々謹言

猶土井大炊助

九月六日秀忠(書判)

幻庵

の書札礼を用いていたことが明らかとなる。
言+書判」であったという点からは、秀頼より秀忠の方が厚礼黒印」であったのに比して、秀忠の輝元宛の書札礼が「恐々謹三+六月までの発給となる。秀頼の輝元宛の書札礼が「恐々謹言+赤者の土井利勝の官途が大炊助なので、元和九年(一六二三)

黒印状は一通も存在しない。 ・書判状、家光は「恐々謹言」を用いた書判状となっており、八通は、秀忠五通、家光三通であるが、秀忠は「謹言」を用いた書判状となっており、の通は、秀忠五通、家光三通であるが、秀忠は「謹言」を用いた書が、秀忠は「謹言」を用いた書が、「謹言」を用いた書が、「謹言」を用いた書が、「一覧」を書き、「一覧」を表している。

く、朱印・黒印でもない書状形式の文書を「御内書」と名称付なってから軸装されたものと推定されるので、「也」止めでな以上の三点の巻子は表装に木軸を用いている。これは近代に

い事実とせねばならないだろう。件となる「也」止めで発給できなかったという点は、動かし難贈答儀礼への返礼状が、家綱期以降に将軍が発給した内書の要ればならないが、秀忠が発給した毛利輝元(宗瑞幻庵)宛ての与したのは近代になってからの文書認識である点に注意しなけ

用い続けた。 に天下人になったが、その後も輝元に対しては厚礼の書札礼を元和二年(一六一六)に家康が死去し、将軍秀忠は名実とも

〇五八(『毛利家文書』三)

事 為今度上洛見廻、 七 月十九日 肝要候、 幷欄継十巻被相送之、 委曲土井大炊助可 秀忠 被差越息日向守、 (書判 珍重候、 申候、 殊太刀一 謹 次所労油断 言 腰、 可 馬代銀子 有養性

幻索

ない。輝元は寛永二年(一六二五)四月二十七日に萩で没するするのは元和八年十二月二十八日なので、疑問がないわけでは(一六一七)六月に病気の父にかわって上洛し、秀忠に供奉し中の「息日向守」とは輝元の次男就隆のことであり、元和三年中の「息日前守」とは輝元の次男就隆のことであり、元和三年中の「息日前守」とは輝元の次男就隆のことであり、元和三年中の「息日前守」とは輝元の次男就隆のことであり、元和三年中の「息日前守」とは輝元の次男は

おく。 て、 ので該当しない。 ことや、 れたと考え、本稿でも一〇五八号文書を元和三年の発給として りは通称であり、 官途は大炊頭でなければならず、これも該当しない。 着しているが、 九年の三回となる。 でなので、この間に秀忠が上洛するのは元和三年、 該当するのは元和三年だけとなる。そこで、 奉者の土井利勝が大炊助を名乗るのが元和 右の文書が発給された七月段階では土井 元和八年に正式に従五位下・日向守に叙任さ 同九年の上洛時は六月八日に秀忠が京都に到 しかし、 同五年の上洛には輝元も上洛した 日向守の名乗 同 九年六月 したがっ Б. 利勝 の 同 ま

ので、 ち、 しても、 印状の奉者は すると、秀忠発給内書十九通(一○五五号~一○七三号)のう 通 0 書判状で発給されていたことになる。 にかかわらず、 いていたことも確定する。『毛利家文書』三の所収文書を一 なったのちも輝元に対して書判+謹言という厚礼の書札礼を用 発給に限定される大久保相模守 右を元和三年発給と確定したことにより、 書判状は十四通、 元和二年までの発給に限定される本多佐渡守(正信)を奉 黒印状は元和九年六月以前に発給される場合があ 黒印状が全体に占める割合は二割程度であり、 「土井大炊助」が二通、 いずれも書止文言は 黒印状は五通であるが、書判状・黒印 (忠隣) 「謹言」を用いている。 しかも、 「土井大炊頭」が三通 を奉者とする内書四 秀忠が 慶長十九年まで 天下 いったに 八割は 状

者とする内書三通はいずれも書判状である。このことからも、

状しか出せなかった可能性は一層高くなる。慶長期に秀忠が国持大名層に対して黒印状を発給できず、書判

3 2 〔史料釈文〕(番号は『毛利家歴史資料目録』

為端午祝儀 四月二十九日付豊臣秀頼黒印内書

四六

理番号)

帷子弐之内単物

如嘉例送給

猶片桐市正可 遠路令祝着候

申候恐々謹言

卯月廿九日(黒印)

毛利宗瑞老

四七 十二月二十九日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮祝儀

呉服二送給遼

遠御懇志之至令

市正可申候恐々謹言 歓悦候猶片桐

> 十二月廿九日 (黒印)

宗瑞老

四 八 十二月二十八日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮祝儀

の整

呉服三重到来

遠境別而芳情之

至令祝着候猶片桐

市正可申候謹言

極月廿八日(黒印) 松平長門守殿

為重陽祝儀

四 九

九月七日付豊臣秀頼黒印内書

呉服五到来

嘉例別而令

祝着候猶片桐

市正可申候謹言

松平長門守殿

九月七日 (黒印)

解説

黒印状であった。 る。 料目録』によれば、 び いるが、原文書を確認したところ、 この 『三鬼目 なお、 辺 通 同目録上ではいずれも 録 の豊臣秀頼発給黒印内書は、 にも未収録の新出文書である。 第一長持に入れられている巻子の一つであ 「豊臣秀頼朱印状」となって 残念ながら四通ともすべて 『毛利家文書』 『毛利家歴 三およ 史資

は ら 法は四 測できる。こうした毛利家における文書認識により、 で毛利家文書のなかで重書の扱いをうけてこなかったことが推 られている。 外題題箋の下側には ヨリ宗瑞様秀就様江御書七通」 られた時期などは確定できないが、 巻子外題には「十二/秀次公ヨリ輝元様江御内書/秀頼公 『毛利家文書』三の所収に漏れることになったのだろう。 これは近代以降の軸装である可能性が高い。 四 mm 軸装の際に料紙の上下が切られているため、 ||で統一 している。 「輝元公/第六號」と書かれたラベルが貼 (/は改行) と題箋に墨書され、 軸は木軸が用いられているか この七通は近代になるま 第一長持に入 この七 縦寸

する返礼状で、 生絹五・帷子五)・重陽 これは端午 殿 豊臣秀次発給文書三通は角鷹二連・端午 となっている。 (帷子二)・歳暮 (呉服二)・歳暮 (呉服三)・重陽 いずれも朱印が用いられ、 ついで豊臣秀頼発給文書四点が続くが (小袖 二重 ・袴・肩衣・帯二筋) (太刀一腰・馬一 宛所は 疋

> 服五) 者は 「松平長門守殿」 に対する返礼状で、 (毛利秀就) 前二者は毛利宗瑞 宛となっている (輝 远 宛

「恐々謹言」「謹言」 宗瑞宛の二通は 表3に示したように、 の違いに相関関係は確認できない。 いずれも「恐々謹言」を用い 輝元宛七通を通して、 進物の多寡と てい る。 な

お、

なる。 て、 忠の養女 秀忠から松平の名字を与えられ、 月十日に周防・長門両国を安堵された。 十二月八日に従四位下に昇進した。 川家康より助真の刀を与えられ、 (一五九五) に生まれた。 松平長門守秀就は、 秀頼の内書二通は慶長十三年から十九年までの間のものと 字を与えられ、 (秀忠の兄結城秀康の娘喜佐)を娶り、九月十三日に 秀就と称し、 慶長四 毛利輝 年 元 従五位下・ 長門守に改めた。 十月十一日に豊臣秀頼よ 関ヶ原合戦後の慶長五年十 の嫡男として文禄 (一五九九) 慶長十三年には徳川 侍従に叙任され の袴着では したが 四 年

毛利秀就に関しては、 次の興味深い書状が残っている。

以上

今月五日之御札、 信之時可得御意候 鳴白綾拝領辱次第候 成御披露、 被成下御黒印頂戴忝存候、 昨 日来着拝見候、 恐惶謹 御前可然之様御披露所仰候、 重陽之御祝儀申上 殊呉服三之内、 候処、

松平長門守

九月十八日

秀就 御判

片桐主膳正殿

披露され、「御黒印」を頂戴したこと、さらに呉服三のうち染もとに届いたことへの返礼で、秀就からの重陽の祝儀が秀頼に内容は、九月五日付の片桐貞隆の書状が九月十七日に秀就の

月五日付の秀頼黒印内書が毛利家に伝来していないことから、と同じ九月五日付で発給されたと考えられる。したがって、九に述べる吉川家の例からして、秀頼の「御黒印」は貞隆の日付秀頼によく披露してほしい旨を依頼するものとなっている。次物嶋白綾を拝領したことは忝い次第であると感謝の意を述べ、

さらに次の点が重要なのだが、秀就から秀頼に送られた進物礼のすべてを網羅するものではないことが明らかとなる。

秀就宛の豊臣秀頼黒印内書二通は、秀頼と秀就との間の贈答儀

たことが確認できるのはこの一例のみなので、今後の事例の蓄られていたことがわかる。今のところ秀頼からの返礼がなされに対して、秀頼からは黒印内書と相応の進物とが返礼として贈

するものであり、これは秀就に限るものではなかったと推測さ本に考えれば、秀頼の黒印内書には奉者の添状と返礼品が付属積が必要だが、当時の贈答儀礼における贈与・互酬の関係を基

れるのではないだろうか

4. 公益財団法人吉川報效会・吉川史料館所蔵吉川家文書

〔史料釈文〕 (番号は『吉川家文書』二による)

八三二 十二月二十一日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮之

祝儀呉服壱

猶片桐市正可

重到来祝着候

申候謹言

(押紙)「右大臣秀頼公」

極月廿一日(黒印)

吉川侍従殿 吉川侍従殿

八三三 十二月廿三日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮之

到来令祝着候

祝儀呉服二

猶片桐市正

可申候謹言

十二月廿三日(黒印

十二月二十五日付豊臣秀頼黒印内書告川侍従殿

八三四

為歳暮之祝儀

謹言 呉服二到来 片桐市正可申候 遠路令祝着候猶 十二月廿五日(黒印) 羽柴吉川侍従殿

八三五 十二月二十七日付豊臣秀頼黒印内書 為歳暮祝詞

境別而欣悦之 呉服二到来遠

可申候謹言

至候猶片桐市正

極月廿七日(黒印)

吉川蔵人侍従殿

八三六 五月一日付豊臣秀頼黒印内書

帷子五内単物 為端午祝儀

到来遠路令

祝着候猶片桐市正 可申候謹言

八三七 五月二日付豊臣秀頼黒印内書

五月朔日 (黒印)

吉川侍従殿

為端午祝儀

如嘉例到来遠 帷子三内単物

路令祝着候猶

片桐市正可申候

謹言

五月二日 (黒印)

吉川侍従殿

八三八 五月二日付豊臣秀頼黒印内書 為端午之祝儀

到来遠路令 帷子五内単物二

祝着候猶片桐市正

可申候謹言 五月二日(黒印)

吉川侍従殿

八三九 五月四日付豊臣秀頼黒印

為端午祝儀

帷子五内単物到

来遠路懇志之段

令祝着候猶片桐

市正可申候謹言 五月四日 (黒印)

吉川侍従殿

(解説)

る。 第十六 廣家公之六 十六」と墨書された巻子に仕立てられてい が切断されたもので、もとは折紙形式であったとみられる。 は切紙の形態であるが、これは巻子に仕立てられた際に下半分 豊臣秀頼黒印内書八点は、 いずれも『吉川家文書』二に所収されている。現在の文書 外題題箋に「藤家吉川正統叙目

暮四通、

端午四通の計八通が伝来している。

いずれも秀頼の黒

対馬宗家と比較しても、 さgである。毛利家と比べても宛所の高さは低く、 宛所の高さは月の字の中間の高さdから日の字の書き始めの高 同じ侍従宛でありながら宛所の高さは 次に述べる

印が押され、宛所はいずれも殿Ⅰ、奉者は片桐市正且元である。

ところで、 秀頼の黒印内書八通以外に奉者発給の添状が伝来 低い。

があったことがわかる。表Aにそれを示した。 しており、 その内容から右以外にも吉川広家から秀頼への進物

八五七号片桐且元書状と八四四号大蔵卿局消息である。

秀頼黒印内書八三二号文書に対応するのが、

次 0

まず、

八五七 十二月二十一日付片桐且元書状

被成御祝着趣、 為歳暮御祝儀、 以 如御嘉例呉服一重被進之候、 御黒印被仰候へ共、 能々我等より相心 披露申候処二

候 得可申入旨候、 以御女房衆上申候、 次二姫君様、 御文にて御礼被仰候、 御袋御方へ鳥目千疋宛被為参 隨而私へ御

小

袖一重被下候、

毎度御懇切之段、

忝存候、

委御使者へ申

達 候 恐惶謹言、

十二月廿一日 且元

(書判)

片桐市正

羽柴吉川侍従様

八四四 十二月二十一日付大蔵卿局消息

らせ候へは、 おなしく、上さまへも御たる代千疋つゝ、ひろう申入まい 秀頼さまへ暮の御しうきとて、御ふく一かさね、姫君さま ハらすめてたくおほしめし候よし、こゝろへまいらせ候 御きけんの御事にて、幾千とせまてもあひか

て、 よく申との御事にておハしまし候、 めてたく又々かし

十二月廿一日 (切封

きつ川

しょう殿まいる

Б

大くら卿

と称されていたことがわかる。 号文書)にあたる。秀頼発給文書は、 た添状で、文中にある「御黒印」が秀頼発給黒印内書 八五七号文書は、秀頼の奉者となっている片桐且元が発給し 「御」を付けて「御黒印 八三

母、 八四四号文書の大蔵卿局消息であろう。大蔵卿局は茶々の乳 の返礼は「御女房衆」が「御文」にて伝えるとあり、それ 疋宛を使者にもたせて送り届けていたことがわかる。これへ 君様」)、秀頼の母浅井茶々(「御袋御方」)に対しても樽代千 書状内容から、広家は秀頼だけでなく、秀頼の妻徳川千(「姫 大野治長の母にあたる。 が

豊臣姓羽柴名字の位置を知るうえで、興味深いことがらといえ が れる。ここで注目されるのは、 の一連の発給文書は慶長八年から同十九年の間のものと考えら 秀頼が千と婚姻するのは、 「羽柴吉川侍従」となっていることである。 慶長八年七月二十七日なので、 片桐且元が発給した文書の宛所 慶長期における

よう。

八四五号 十二月二十三日付大蔵卿局消息

おなしく、上さまへ御たる代拾〆つゝひろう申入まいらせ 秀頼さまへ暮の御しうきとて、御ふく一かさね、 姫君さま

よしを、こころへまいらせ候て、よく申との御筝にておハ 幾千とせまてもあひかハらす、めてたくおほしめし候

しまし候、めてたく又々かしく、

十二月廿三日 (切封)

Ъ

きつ川

くら人殿まいる

大くら卿

同じだが、八三三号では進物が呉服二とあるので、八四五号と は異なる年のものとなる。 これは八三三号の十二月二十三日付の秀頼黒印内書と日付

八五八号 片桐且元書状

已上

被成 為歳暮御祝儀、 へ鳥目千疋宛被為参候、 御祝着趣 如御嘉例御服一重被進之候、 以 御黒印被仰候 以大蔵卿上申候御文二而御礼被仰 次 御上様、 披露申候処、

者へ令申候、 私へ小袖一重内綾一被下候、 候へ共、遠路御念入申通、 恐惶謹言 自我等相心得可申進旨候、 過当之至、 難申謝候、 委御使 随而

片市正

吉川蔵人様 十二月廿三日

御報

且元(書判

ない。 書ではなく、これに対応する秀頼黒印内書は吉川家文書に伝来 疋」なっているので、大蔵卿局消息にある樽代十貫とも対応し していないことになる。また、千と茶々に送ったのは「鳥目千 服一重となっているので、文中にある「御黒印」は八三三号文 これも同じく十二月二十三日付の片桐且元書状であるが、 したがって、大蔵卿局消息と片桐且元書状は、 別々の年 呉

八四六号 大蔵卿局消息 の歳暮に対する返礼添状となる

御事にておハしまし候、なおくくめてたく又々かしく すめてたくおほしめし候よし、こゝろへ候て、よく申との まいらせ候へは、御きけんよく幾千とせまてもあひかハら おなしく、御うへさまへも御たる代千疋つゝ、ひろう申入 秀頼さまへ暮の御しうきとて、御ふく一かさね、姫君さま

> 十二月廿五日 (切封)

Ъ

きつ川

くら人殿まいる

大くら卿

なっているので、異なる年の歳暮への返礼添状となる があるが、進物が呉服二に対し、八四六号消息では呉服一と 右の発給日と同じ十二月二十五日付秀頼黒印内書は八三四

暮を贈ったことが確定する。内容は呉服二を送る年と呉服一を 係があるようにはみえない。 送る年があったが、進物の多寡に対する書札礼の厚薄は相関関 元・大蔵卿局の返礼状が残る三度の計七度にわたって秀頼に歳 以上から、広家は少なくとも秀頼黒印状が残る四度と片桐 且

年が一度となっている。 印内書の奉者は片桐且元、 に関する片桐兄弟や大蔵卿局の添状は残されていない。秀頼黒 端午に関しては、秀頼黒印内書四通が伝来しているが、これ 進物は帷子五の年が三度と帷子三の

状によれば、広家と大坂方との交流が問題となっていた。 ところで、慶長二十年(一六一五) 、去年当年二我々何たる見あて共候て申すこしなと候儀 子へ、一字之ふみせうこニなり申候事不申出候、此段ハ も可有之哉と、各可気遣候、 大坂御お子、 四月十八日付吉川広家書 又大修理おや

て候、今年御城わり候て後者、何とて可申候哉、可有推帰候て、誓紙をかき、各へ見申候へく候、去年さへ是に

量候事

送っている。

送っている。

送っている。

送っている。

送っている。

送っている。

送っている。

送っている。

一字をりとも文証拠になるようなことはしていないので、帰国後に誓紙を書いて宛所の今田経忠・吉川家成・今田春政・吉川後に誓紙を書いて宛所の今田経忠・吉川家成・今田春政・吉川後に誓紙を書いて宛所の今田経忠・吉川家成・今田春政・吉川の豊臣秀頼・浅井茶々母子、大蔵卿局・大野治長母子に対して、帰国であることがあるだろうか、推量してみればよい事だ、と書き送っている。

主膳殿御申次候、我等初中後之儀ハ、彼両人存之前ニ候一、先年之一乱已来、大坂へ諸人なみの年頭・歳暮、市正・

同程度の進物であったのかどうかが問題となろう。
れば、大坂への贈答が、広家が弁明するように諸人並=他家との様子は且元・貞隆がよく存じている、としている。そうであがの年頭・歳暮を片桐且元・同貞隆の申次で届けていたが、そ

< 解釈すべきだろう。 句 送っていたと主張した。ただし、伝来する秀頼内書に端午の 長十九年になってからだが、それ以前は年頭と歳暮を諸 大坂冬の陣・夏の陣にかけて、親秀頼派との嫌疑をかけられ そのような証拠を見た人物はいないはずだ、と弁明している。 対して)別心がましい儀は一字一言も申し出していないので、 を「悪口」したものととれる。さらに第三条では、 答儀礼を欠かすことのなかった親秀頼派の広家が裏切ったこと を大坂衆が 以上から、 への返礼状があることから、年頭と歳暮に限るものでは 続いて自筆覚書第二条では、 その弁明によれば、広家が大坂方との交流を絶ったのは 年頭や歳暮などの節句に諸人並の進物を送っていたもの 「悪口」したとあるが、これは大坂衆からすれば贈 慶長期に大坂方と交流を持ち続けた吉川広家は、 広家が南宮山に陣を構えたこと (徳川方に 人並

や片桐旦元などの添状からその様子をうかがうことができる。年頭については、秀頼の内書は伝来していないが、大蔵卿局

八四〇 淀君侍女某消息写

いまいられ候よしを、こゝろへ候て申との御事にて御入られ候、ひろう申候へハ、幾久しくまんく、ねんもとゆわひめ君さまへ、くよう千疋、うへさまへおなしく千疋まいねんとの御しうきとて、ひてよりさまへ御は代銀子三枚、

候、なをく、めてたく候事候、かしく

疋、千へ公用銭千疋、茶々へ同千疋が贈られたことがわかる。これによれば、広家から秀頼に年頭祝儀として馬代銀子千

八四一 大蔵卿局消息

ハしまし候、めてたく又々かしく、候、此よしよくこゝろへまいらせ候て、申との御事にてお幾久しくあひかハらすとめてたく数々いはひ入まいらせ候、たる代千疋つゝまいられ候、よくひろう申入まいらせ候、此春の御しうきとて、はや く と上さま、ひめ君さまへ御

きつ川

正月四日

(切封)

Ъ

くら人殿まいる

申給へ

大くら卿

送ったとは考えにくいので、大蔵卿局の消息には単に記されな右には秀頼への進物はみられないが、千と茶々のみに進物を

八五五 片桐貞隆書状

隆書状から判断される。

かったものだろう。そのことは、

おそらく右に対応する片桐貞

て、東方へも披露候処、不相替儀御満足此事候、猶々、奥方へも披露候処、不相替儀御満足此事候、

則

大蔵卿ゟ御ふみにて被申候、以上、

之御祝儀、御太刀一腰御馬一疋御進上候、早々之儀、一段如仰改陽之御吉兆遂日可被任御意候、仍 秀頼様へ為新年

へ御太刀御馬代銀子壱枚被懸御意候、幾久と別而忝存候被成御祝着候、能々従拙者も相心得可申入旨被仰候、次和

猶永日御祝詞共可申述候条、不能詳候、恐惶謹言:

正月四日

貞隆

(書判)

吉川侍従様

御報

大蔵卿局と同日付で片桐貞隆が添状を発給しているが、猶々大蔵卿局と同日付で片桐貞隆が添状を発給しているが、大蔵卿局がそれぞれに書くこれ状は貞隆が、奥方への返礼状は大蔵卿局がそれぞれに書くことになったため、大蔵卿局の消息には秀頼関係の進物の返れ状は貞隆が、秀頼への進物の返れが、道を、大蔵卿局と同日付で片桐貞隆が添状を発給しているが、猶々

八四二 大蔵卿局消息

を、 此 入まいらせ候へは、 まおなしく、御うへさまへも御たる代千疋つゝ、ひろう申 .春の御しうきとて、秀頼さまへ御馬代銀子三枚、 よくこゝろへまいらせ候て申との御事にておハしまし めてたく又々かしく 幾久しくめてたくおほしめし候よし 姫君さ

正月八日 (切封

きつ川

Ъ

くら人殿まいる 申給へ 大くら卿

八五六 片桐且元書状

被下候、 申 候御文にて御礼被仰候、 次御上様、 為改年御祝儀 ·候処二被成御祝着趣 毎度御懇切忝存候 姫君様へ鳥目千疋宛被為参候、 御太刀一腰御馬代銀子三枚被進之候、 随而私へも御太刀御馬代銀子壱枚 我等より能々相心得可申入旨候 委曲御使へ申候、 以御女房衆上申 恐惶謹言 披露

片市正

正月八日

人様 御報

吉川蔵

且元 (書判

大蔵卿局消息では、 新年の祝儀として秀頼に馬代銀子三枚

> は、 ないかと考えておく。 刀・馬代が贈られているので、 千と茶々に樽代千疋宛が贈られている。 消息と必ずしも対応していないが、 秀頼へは太刀一腰・馬代銀子三枚となっていて、 消息に書き洩らされたものでは 新年の贈答儀礼では 次の片桐 且 大蔵卿局 元書状 で

0

津家 うのかについても検討すべきだが、 季のみに発給されるように整えられる。この形式がいつごろ整 軍発給内書も年頭祝儀には発給されず、 囙 に俟ちたい。 のはイレギュラーなことではないか、と推測した。江戸期の ではないだろうか。蜂須賀家の場合も、 くことが基本であったため、 頭祝儀に対する秀頼黒印内書は、 書が発給されたのかどうかは確証を得られない。 なお、 が発給された旨の記載がない。 (後述) の例を確認しているが、 年頭に関しては、 貞隆書状・且元書状に秀頼の 通常は内書が発給されなかったの 既述の蜂須賀家・毛利家、 年頭の内書については後考 したがって、 年頭御礼は大坂城に出 端午・重陽・歳暮の三 年頭内書が発給され 秀頼の黒印 今のところ年 御 向 島 内

流をもっていた。 これら節句における贈答以外にも、 吉川広家は大坂方との交

九三六号 片桐貞隆書状

猶々遠路御城へ御使者被為参候儀 別而被成御祝着

之間、 共 候、 諸白二荷令進覧之候、 来春御上洛候ハヽ、 酒いかゝ候ハんも不存候、 可得御意候、 幸便之条如此候、 以上、 将又、 舟中二候 是式候へ

御用之事候ハヽ、 拙者へ蜜柑二籠被懸御意候、 段被成御祝着之由候、 上之儀、 替儀無御座候由、 御状拝見仕候、 則大蔵卿迄使者相添、 **寔其以後者不得御意、** 可被仰越候、 珍重存事候、 大蔵卿より文を以具被申入候、 御懇情之儀別而忝存候、 将又、 猶期後音候、 御進上之物披露在之処, 御袋様蜜柑鮎酢御 御床敷存候、 恐惶謹言 其元相 此辺 随而 進

片主膳正

十一月十一日 貞隆 (書判

吉蔵人様

貴報

鮓を進上している。 物は片桐且元が担当し、 への進物がなかったとは考えられない。おそらく、秀頼宛の進 右によれば、 広家は秀頼の母茶々(「御袋様」)に蜜柑と鮎 貞隆にも蜜柑二籠を送っているので、 貞隆は茶々宛の進物を担当したので、 秀頼

沙汰されたとしてよいだろう。なぜ広家は慶長期になってもこ 大坂方に音信を送る関係にあり、 このような書き方になっているのではないかと思われる。 したがって、 吉川家は年頭・歳暮といった節句だけでなく、 そのことが大坂の陣の際に取

> 史料を今のところ確認できないが、 臣恩顧という関係を尊重させたのかもしれない。 家を救うためにみせた広家の義理がたい性格からして のように大坂方と深く通じていたのか。 関ヶ原合戦において毛利本 その意図を明確に示す

5 九州国立博物館所蔵対馬宗家文書

(史料釈文)

1 正月二十九日付豊臣秀頼黒印内書

為音信高麗靏

三到来遠方懇

切之段欣悦之至候

猶片桐市正可申候

謹 言

正月廿九日 (黒印)

羽柴対馬守殿

2 十二月十日付豊臣秀頼黒印内 高麗大鷹 二居

書19

到 来遠路令

祝着候別而自愛

此事候猶片桐

[32]

市 Ė 可申候謹 言

極 月十日 (黒印)

対馬侍従殿

(解説

ħ この桐箱は享保十二年の整理では二番長持に入れられ、 は 内書」として豊臣秀頼黒印内書二通が保存されている。 は、 箱の上書墨書は次のようにある 御奉書員数目録 保十二年 九州国立博物館が所蔵する対馬宗家文書の内書につい 「四番」と貼書に番号を付された桐箱に入れられているが、 (一七五五) (一七二七) までを選別・分類したものだが、「年号不知御 年号不明を含めて、寛永十四年(一六三七)から享保十二 東昇氏の一 選別された文書は年寄中御預長持に入れられた。 (一七二七) の再整理では四番長持に入れ替えられた。 連の研究がある。それによれば、 附り御状御書付」という文書目録が作成さ に内書・奉書の選別が行われ、 宗家では享 「御内書 現状で 宝暦五 これら 四番 7

(貼書) 「四番

御代不知御内書弐通

年号不知 家光様御内

兀 拾八通二巻

> 従 家光様 義成様江之御

三通一 巻

、年号不知 綱様 内

二十三通一 巻

以上五巻

関係する内容であったことに求められよう。これを逆にみれ 秀頼の黒印状を「御内書」として認識していたことがわかる。 において受給者側が文書を選別・廃棄した結果と考えるのが適 そのも えるべきであろう。 印内書は、 る文書管理がなされた結果でもある。つまり、 えよう。既述の蜂須賀家における「草案」作成の目的と通底 た秀頼黒印内書は、宗家によって廃棄された可能性が高いとい の文書のなかから、この二通のみが選別された理由は、 臣秀頼であることや作成年代は不明だったようだが、それでも である。 通一巻」と題された巻子に収められており、巻子の内題 内容は、 豊臣秀頼黒印内書二通は、 三季のようなルーティン化した贈答儀礼に際して発給され のが授受されなかったからではなく、 その表題から、享保二年の整理段階では黒印の主が豊 現在の宗家文書に伝来する二通に限らなかったと考 高麗鶴と高麗大鷹の贈答に関するものである。多く 秀頼発給文書の伝存数が少ないのは、 箱書第一条の 「御代不知御内書 江戸期の文書管理 豊臣秀頼発給黒 朝鮮に も 同

ば、

切なのである。

とは折紙と考えられる。部分を切り落としているため、現状は切紙となっているが、ものをすり落としているため、現状は切紙となっているが、ものででででである。

変所の「対馬侍従」「羽柴対馬守」は、元和元年 (一六一五) を所の「対馬侍従」「羽柴対馬守」は、元和元年 (一六一五) に従四位下侍従に叙任され、同年秀吉より豊臣姓羽柴名字を与えらが、朝鮮との国交回復を期待され、徳川方の糾弾を避けることが、朝鮮との国交回復を期待され、徳川方の糾弾を避けることが、朝鮮との国交回復を期待され、徳川方の糾弾を避けることに高麗鷹を含む贈答儀礼を続けていたことで苦境に立たされたに高麗鷹を含む贈答儀礼を続けていたこと、慶長期になっても羽柴名字が用いられていたことがわかる。

検討する必要があるため、今後の課題としておく。 から1という方向性が考えられるが、他の侍従宛の文書と比較いた場合、2より1の方により薄礼化が進んでいるが、年次比定をなす決定的な根拠を欠く。他の伝来文書のあり方からみ比定をなす、2より1の方により薄礼化が進んでいるが、年次較1・高さ c)の文書を比なお、1(殿Ⅱ・高さ e)と2(殿Ⅰ・高さ c)の文書を比

(以下、次号に続く)

注

(1) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書之三』。

以下、『毛利家文書』三と略称

史料調査では同氏にお世話になりました。この場を借りて、心よりお礼(2) 公益財団法人防府毛利報公会・毛利博物館柴原直樹氏のご教示による。

以下、『三鬼目録』とする。(3) 三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』、名古屋大学文学部、一九八九年。

申し上げます。

- (4) 三鬼清一郎「豊臣秀吉文書に関する基礎的研究」(『名古屋大学文学部研究論集』CI・史学34、一九八八年)。豊臣秀吉発給文書は書判状・朱印
- に関する指示を出している(伊予小松一柳文書、『三鬼目録』による)。(5) 天正十九年と推定される十二月二日付で、一柳監物丞に宛てて船作事
- 年)。 (6) 土田忠生・奥田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇
- 料館、二〇〇〇年)。の史料学的研究の試み」(『史料館研究紀要』三一、国文学研究資料館史の史料学的研究の試み」(『史料館研究紀要』三一、国文学研究資料館史(7) 他に自筆無判の将軍直状も「御内書」と称された(福田千鶴「「御内書」
- (8) 藤井譲治『徳川将軍家領知宛行制の研究』(思文閣出版、二〇〇八年)。
- 章・印判状の研究』、岩田書院、二〇〇六年)、同『悲劇のヒーロー豊臣森田恭二「豊臣秀次・秀頼の政権と印判状」(有光友學編『戦国期》印

9

秀頼』(和泉書院、二〇〇五年)。

力大名の嫡子ではあっても一介の大名に過ぎず、伊達政宗や佐竹義宣と(10) 高木昭作氏は、秀忠が将軍になったとしても、それまでの秀忠が「有

て厚礼とならざるをえなかったことを指摘している(『江戸幕府の制度と は対等の存在であった」ことが、秀忠の書札礼が国持大名クラスに対し 伝達文書』、角川書店、一九九九年)。

- (11) 山口県教育委員会編『毛利家歴史資料目録―古文書・典籍編―』 九八三年
- 12 秀就は寛永三年八月十九日に少将に昇進するが、 輝元のように 「清華
- <u>13</u> 家に準じられた」とする家格は失われている。 『萩藩閥閲録遺漏』巻3の2、一六一頁(マツノ書店、一九七一年)。
- 14 にお世話になりました。この場を借りて、 史料調査においては、 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 公益財団法人吉川報效会·吉川史料館原田史子氏 家わけ第九 吉川家文書之二』。 心よりお礼申し上げます。
- <u>15</u> 附録 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 石見吉川家文書』七〇八号。以下、『吉川家文書別集』と略記: 家わけ第九 吉川家文書別集
- 16 『吉川家文書別集』七〇九号
- <u>17</u> 情報や画像データなどを得ることができた。データベースを開発された 方々に心よりお礼を申し上げます。 jp/souke//を利用した。文書群の階層構造を理解するうえで大変有意義な 九州国立博物館対馬宗家文書データベース<u>http://www.kyuhaku-db</u>
- 18 収蔵品番号P815、 整理番号004010101、 通番612。
- 19 収蔵品番号P816、 整理番号004010201 通番613。
- 20 預御書物長持入日記」—」(九州国立博物館『東風西声』2、二〇〇六年)、 東昇 「対馬藩の御内書・老中奉書の管理について―文書箱と「年寄中

カイブズの研究』岩田書院、二〇〇八年) 理の変遷―御内書、老中奉書を中心に―」(国文学研究資料館編『藩政アー 転換―」(『アーカイブズ学研究』 7、二〇〇七年)、同 「対馬藩の御内書、老中奉書の選別―18世紀後期における文書管理の 「対馬藩の文書管

司

二〇〇七年)。 中野等 柳川 件 (福田千鶴編著『新選御家騒動』上、新人物往来社

21

(付記)

ものです。 本研究は、 JSPS科研費25370813の助成を受けた

表 3 毛利家文書

九月五日	九月七日	五月朔日	正月七日	十二月廿七日	十二月廿九日	極月廿八日	四月廿九日	八月八日	日付
黒印	黒印	黒印	黒印	黒印	黒印	黒印	黒印	黒印	判
重陽	重陽	端午	改年	歳暮	歳暮	歳暮	端午	音信	目的
呉服壱重	呉服五	帷子二内単物	太刀一腰馬代烏目千疋	呉服二	呉服二	呉服三重	帷子貮之内単物	両種樽拾	進物
6	5	6	6	4	5	5	6	5	行数
懇志之段令祝着候	別而令祝着候	遠境別而御懇情之至候令欣悦候	欣悦之至候	令祝着候	遼遠御懇志之至令歓悦候	遠境別而芳情之至令祝着候	遠路令祝着候	遠境懇情之段別而欣悦候	悦び文言
片桐主膳正	片桐市正	片桐市正		片桐市正	片桐市正	片桐市正	片桐市正	片桐主膳正	奉者
恐々謹言	謹言	謹言	恐々謹言	恐々謹言	恐々謹言	謹言	恐々謹言	謹言	書止
毛利宗瑞	松平長門守	宗瑞	毛利宗瑞	毛利宗瑞	宗瑞	松平長門守	毛利宗瑞	毛利宗瑞	宛名
老	Ι	老	老	老	老	Ι	老	老	殿
g	е	е	е	d	d	d	d	С	高さ
六四〇	六四六	六五一	六五一	六一六	六四七	六四六	六一七	六四三	横
四五〇	四四四	四四九	四四九	四五〇	四四四	四四四	四四	四四八	縦
01	四九	1010	一00九	011	四七	四八	四六	10111	番号

(注1) 配列は高さa→e、日付の順で並べた。 (注2)横・縦の寸法は皿。

表 4 吉川家文書

五月四日	五月二日	極月廿一日	十二月廿五日	五月二日	五月朔日	十二月廿三日	極月廿七日	日付
黒印	黒印	黒印	黒印	黒印	黒印	黒印	黒印	判
端午	端午	歳暮	歳暮	端午	端午	歳暮	歳暮	目的
帷子五内単物	帷子五内単物二	呉服壱	呉服二	帷子三内単物	帷子五内単物	呉服二	呉服二	進物
5	5	5	5	6	5	5	5	行数
遠路懇志之段令祝着候	遠路令祝着候	祝着候	遠路令祝着候	遠路令祝着候	遠路令祝着候	令祝着候	遠境別而欣悦之至候	悦び文言
片桐市正	片桐市正	片桐市正	片桐市正	片桐市正		片桐市正	片桐市正	 奉 者
謹言	謹言	謹言	謹言	謹言	謹言	謹言	謹言	書止
吉川侍従	吉川侍従	吉川侍従	羽柴吉川侍従	吉川侍従	吉川侍従	吉川侍従	吉川蔵人侍従	宛名
Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	殿
g	f	f	f	е	е	е	d	高さ
六四七	六五三	六 三 六	六二二	五八九	六〇六	六〇二	六五六	横
二三五八三九	二七八三八	三三五八三二	二二九八三四	二三〇八三七	二三五八三六	二五八三三	二二七八三五	縦 番号

(注1)配列は高さa→g 日付の順で並べた。 (注2)横・縦の寸法は㎜。

表 5 対馬宗家文書

極	正	
	月廿九日	日付
黒印	黒印	判
音信	音信	目的
高麗大鷹二居	高麗靏二	進物
5	5	行数
遠路令祝着候別而自愛此事候	遠方懇切之段欣悦之至候	悦び文言
片桐市正	片桐市正	奉者
謹言	謹言	書止
対馬侍従	羽柴対馬守	宛名
Ι	Π	殿
С	е	高さ
五八八	五二六	横
	=======================================	縦
P 8 1 6	P 8 1 5	番号

(注1)配列は番号順。(注2)横・縦の寸法は皿。九州国立博物館対馬宗家DBの採寸に依拠した。

図 1

宛所の高さ

表A 吉川家文書における添状発給

a –	٠ ،
h_{-}	_ 十
~	
C -	
ď-	· 月
ë-	<u></u>
f –	_
œ	五
g-	
	Ц

_	+	正	正	十	+	+	+	正	正			
十二月廿三日	- 二月廿一日	止月八日	正月四日	-二月廿五日	二月廿三日	二月廿一日	- 一月十一日	止月八日	正月四日		日付	
片市正且元	片桐市正且元	片市正且元	片桐主税正貞隆	大くら卿	大くら卿	大くら卿	大くら卵	大くら卿	大くら卿	1	発給者	
吉川蔵人様	羽柴吉川侍従様	吉川蔵人様	吉川侍従様	きつ川くら人殿	きつ川くら人殿	きつ川しょう殿	きつ川くらうつ殿	きつ川くら人殿	きつ川くら人殿	1	宛 名	
歳暮	歳暮	改年	新年	暮祝儀	暮祝儀	暮祝儀	見舞	春祝儀	春祝儀	年頭	目的	
呉服一重	呉服一重	太刀一腰馬代銀子三枚	太刀一腰馬一疋	呉服一重	呉服一重	呉服一重	1	馬代銀子三枚	I	馬代銀子三枚	秀頼宛	
鳥目千疋	鳥目千疋	鳥目千疋	1	樽代千疋	樽代十貫	樽代千疋	1	樽代千疋	樽代千疋	公用千疋	千宛	
鳥目千疋	鳥目千疋	鳥目千疋		樽代千疋	樽代十貫	樽代千疋	蜜柑二個、鮨三桶	樽代千疋	樽代千疋	公用千疋	茶々宛	
八五寸	八五七	八五六	八五五	八四六	八四五	八四四	八四三	八四一	八四一	八四〇	番号	



図3 殿(ひとつがけ)

